

I. 反対尋問

- 5 1. 検察レジュメ 2 頁 29 行目「他の強盗罪の成立が認められる事例と比べて」とあるが、具体的にどのような事例とどのような事例を比較しているのか。
2. 検察レジュメ 2 頁 36 行目「強盗と認めるべきである」とあるが、なぜ強盗と認めるべきなのか。
3. 検察レジュメ 2 頁 36 行目「被害者の無抵抗状態が、犯人の存在を意識し、さらに暴行を
- 10 加えられるのを恐れたためであるとき」とあるが、なぜこのような要素を列挙したのか。

II. 学説の検討

B 説(新たな暴行・脅迫不要説)

- 15 強盗罪については、強姦性交等に関する 178 条のように抵抗不能状態に乗じる類型が設けられていないにも関わらず、強盗罪の成立を認めることは被告人に不利な類推解釈であり罪刑法定主義に反するといえる。

よって、弁護側は B 説を採用しない。

A 説(新たな暴行・脅迫必要説)

- 20 強盗罪が成立するためには、財物の奪取に向けた暴行・脅迫が行われることが必要だから、新たな暴行・脅迫が必要であると解するのが妥当である¹。このことは、抗拒不能に乗じて姦淫する行為を強姦として処罰する準強姦罪(178 条 2 項)のような規定が、強盗罪については存在しないことから「不要説」を採ることができないことが明らかであることがいえる。

- 25 よって、弁護側は A 説を採用する。

III. 本問の検討

第一 甲の罪責について

- 30 1 甲が A に対して暴行を加えた後、財布を差し出させ、その後さらに暴行を加えて A を死亡させた行為につき、強盗殺人罪が成立するか。
- (1) まず、甲が「強盗」にあたるかを検討する。
- (2) 本件において、甲は A の反抗を抑圧した後、A が現金 5 万円入りの財布を差し出したことで財物奪取意思を生じている。この場合に強盗罪成立のためには新たな暴行・脅迫が行われる必要があるか。
- 35 (3) 弁護側は A 説を採用するところ、財物奪取の目的が新たに生じた後に新たな暴行・脅迫が必要であるとする。
- (4) 本件では、A が財布を差し出した後、その反抗抑圧継続のために新たな暴行・脅迫がなされなかった。つまり、甲は強盗にはあたらず、強盗殺人罪(240 条後段)は成立しない。

¹ 山口厚『刑法総論[第 2 版]』(有斐閣, 2010 年)221 頁。

2 では、甲の本件行為につき、恐喝罪(249条1項)が成立しないか。

(1) 本件において、甲はAという「人」を暴行によって「恐喝」し、財布という他人の「財物を交付させた」のであるから、恐喝罪は成立する。

5 (2) なお、この財布及び財布に入っていた現金5万円はAがスリによって得た第三者の財物であったお金だが、法的秩序安定の観点から、財産犯の保護法益は占有という事実上の支配にあるから、Aが自らの体に身に付けているという事実上の支配が行われていた以上、この財布と現金5万円も恐喝罪の「財物」にあたる。

3 また、甲の本件行為につき、殺人罪(199条)が成立しないか。甲はAに対し、殺意をもって新たな暴行を加えて死亡させたのであるから、殺人罪が成立する。

10

第二 丙の罪責について

1 乙が財布を保持していた行為について、盗品等保管罪(256条2項)が成立しないか。

(1) 本件では、保管の途中から盗品であることに気づいているが、このような時であってもかかる犯罪が成立するかが問題となる。

15 (2) 盗品等に関する罪の罪質とは、被害者の被害物に対する追及権の保護及び財産犯の助長の防止にある。であるから、財産犯への助長性は、盗品等の保管の最初から盗品等であると認識していた場合と途中から認識した場合とでは変わらず、また移転後の保管行為においても追及権を侵害し続けているという継続犯の特徴からして、保管の途中から盗品であると認識した場合でも盗品等保管罪は成立する。

20 (3) よって、本件においても、途中で盗品であると認識した時点から盗品等保管罪は成立する。

(4) もっとも、甲と乙は配偶者であるから、257条1条が適用され乙の刑は免除される。

IV. 結論

25 甲の一連の本件行為について、殺人罪(199条)及び恐喝罪(249条1項)が成立し、これらの罪責は併合罪(45条)となる。

乙について、何ら罪責を負わない。

以上